

令和6年度

大田区住宅リフォーム助成事業のご案内

区内に主たる事業所(本社)がある中小事業者に助成対象工事一覧表にあるリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。

- ☞ 助成手続きの流れ・・・・・・・・・・ 1ページ
- ☞ 助成金額・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- ☞ 助成要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ、3ページ
- ☞ 助成対象となる工事・・・・・・・・・・ 3ページ、4ページ
- ☞ 申込み方法・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ、5ページ
- ☞ 助成にあたっての注意事項・・・・ 5ページ
- ☞ 助成対象工事一覧表・・・・・・・・・・ 6ページ【A】、7ページ【B】

右のQRコードからも

「大田区住宅リフォーム助成事業」についてご覧いただけます。

区HP



事前申込(仮申請)受付期間

令和6年4月8日(月)
～令和7年1月31日(金)

※工事開始前に事前申込書の提出必須



助成申請(本申請)受付期限

令和7年3月25日(火)

(午後5時 窓口受付終了)

※工事完了後、速やかに助成申請が必要

問合せ先

住宅相談窓口 (建築調整課住宅担当内)

〒144-8621

大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所7階

電話:03-5744-1343 FAX:03-5744-1558

【受付時間:平日8:30~17:00 土日・祝日・年末年始除く】

交通アクセス

JR京浜東北線、東急多摩川線・池上線「蒲田駅」東口から徒歩約1分

京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約10分



住宅リフォーム助成 手続きの流れ

工事開始前

事前申込書の提出（仮申請）

※4 ページ参照

- 受付窓口にお越しください。助成制度についてご説明します。
- 『事前申込書』に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。
- 受付票と、助成申請(本申請)に必要な書類を郵送します。

工事の実施

- 工事(足場等を含む)は、事前申込(仮申請)をした日以降に開始してください。
- 事前申込手続き(仮申請)後、追加工事(見積書に記載のない工事)が発生する場合は、住宅相談窓口にご連絡ください。ご連絡が無い場合は、助成金の増額は認められません。
- 助成対象工事箇所ごとに、工事前、工事中及び工事後の写真をお撮りください。

工事完了後

助成申請書の提出(本申請)

※5 ページ参照

- 工事完了後、速やかに『助成申請書』に必要書類を添えてご提出ください。
(受付期限：令和7年3月25日(火)午後5時 ※期限を過ぎた申請の受付はできません。)
- 審査にあたり、現地調査を行う場合があります。

助成決定通知書

又は

助成不交付決定通知書

- 提出された『助成申請書』等を区で審査した後、結果を通知します。

助成金の請求

- 『助成金交付請求書』と『支払金口座振替依頼書』は、同じハンコで押印してください。

助成金の支払

助成決定通知書送付後、ご指定の口座に
2～3週間程度で振り込みます。

I 助成金額

工事区分のAとBはそれぞれ別の区分として申請できます。

区分	工事内容 (工事費用は税抜き金額)	助成率	上限額
A	バリアフリー対策、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化の各該当する助成対象工事【住宅リフォーム助成事業でのみ申請】	助成対象額の10%	20万円
	区の他の助成制度・保険給付制度と併せて申請 (*1)	助成対象額の5%	10万円
	耐震化工事(*2)【住宅リフォーム助成事業でのみ申請】	助成対象額の10%	20万円
	対象工事費用のうち耐震化工事が200万円超の場合	10%	30万円
	耐震化助成事業と併せて申請	助成対象額の10%	10万円
	対象工事費用のうち耐震化工事が100万円超の場合	10%	20万円
A	アスベスト除去工事(*2)【解体のみは対象外】	助成対象額の10%	20万円
	対象工事費用のうちアスベスト除去工事が200万円超の場合	10%	50万円
B	子育て支援や新しい生活様式への対応工事	助成対象額の20%	10万円

1 助成対象額は、次の(1)もしくは(2)のいずれか低い額となります。

- (1) 助成対象工事一覧表(6・7ページ)にある対象工事の標準工事費を合算した額
- (2) 総工事費用(対象工事以外の工事費用も含めた工事に要する全ての費用(税抜))

2 A・B工事を同時申請の場合は、各工事を項目建てし、見積書等を作成してください。

* 1 区の他の助成制度・保険給付制度とは

介護予防住宅改修費支給(介護保険給付)、居宅介護住宅改修費支給(介護保険給付)、高齢者自立支援住宅改修助成、重度身体障害者(児)等住宅改造相談・助成事業

* 2 耐震化工事・アスベスト除去工事は、標準工事費用の設定がないため、対象工事費用(税抜)をもって助成対象額とする。

II 助成要件

助成には次の1～5の要件を満たしていること

1 申請者の要件 (以下の(1)・(2)のそれぞれに該当することが必要)

(1) 次の①・②のいずれかに該当

- ① 令和6年1月1日時点から助成決定日まで工事対象住宅に継続して居住する区民
- ② 助成申請(本申請)までに工事対象住宅に住所を定めることができる子育て世帯

(2) 次の①～③のいずれかに該当

- ① 工事を行う個人住宅の所有者
- ② 集合住宅の管理組合の理事長(共用部分のアスベスト除去工事のみ対象)
- ③ 工事を行う個人住宅の賃借人(バリアフリー対策工事のみ対象)

※ 書面により賃貸借契約を締結し、家賃の支払いがあり、所有者の承諾を得ていること。

2 特別区民税・都民税等を滞納していないこと

3 他の助成制度等を併用した場合でも、助成額以上の自己負担額が発生すること

4 過去に住宅リフォームの助成金を交付されていないこと

A工事又はB工事の区分でそれぞれ1回に限り、助成金を受けることが可能です。

5 区内の中小事業者と単独(一社)で契約をした工事であること

区内に主たる事業所(本社)を有し、中小企業基本法第2条(資本金3億円以下、従業員300人以下)に規定される区内の法人又は個人事業者との契約が必要です。

大田区リフォーム助成事業における『子育て世帯』とは？

- 中学生以下の子どもと同居し、その子どもを扶養する世帯員がいる世帯。
- 事前申請は妊娠中でも可能ですが、助成申請時には出生を確認できることが必要です。

Ⅲ 助成対象となる工事

1 助成対象となる工事は、次の(1)～(5)までに該当する工事です。

(1) 事前申込(仮申請)をした日以降に工事を開始し、助成申請(本申請)受付期限の令和7年3月25日(火)午後5時までに申請受付が完了する工事であること。

(2) 大田区内の中小事業者と単独で契約を行い、全ての書類(見積書・請求書・領収書)の発行を一社で行う工事であること。

※ 区内に主たる事業所(本社)を有する中小企業基本法第2条に規定される区内の法人または個人事業者

(3) 助成対象工事一覧表(6・7ページ)に記載のある工事であること。

(4) 総工事費が、A工事は10万円(税抜)以上、B工事は5万円(税抜)以上であること。

(5) 自己が所有し、現に居住している物件であること(子育て世帯については例外有り)。

2 助成対象工事の内容は、本冊子の6・7ページをご確認ください。

3 令和6年度の改正点

(1) B工事における「子育て支援に関する改修工事の拡充」と標準工事費の設定

令和5年度まで行っていた『新しい生活様式への対応工事』に、子育て支援に関する改修工事を追加し、令和6年度から『子育て支援や新しい生活様式への対応工事』と名称変更しました。子育て世帯以外の方もご利用いただけます。また、標準工事費を設けました。

(2) 給湯器の選択幅の拡大

「エコキュート」が選択できるようになりました。

(3) アスベスト除去工事の対象をレベル3まで拡大

令和5年度までは「吹付アスベスト除去工事(レベル1)」のみが対象でしたが、建築物の屋根材や外壁材(レベル3)の除去工事まで対象を拡大しました。

当事業の対象工事は、アスベストの建築物外への飛散防止を目的とし、室内のアスベスト含有建材は助成対象外です。該当箇所の建材除去、葺き替え・張り替えの工事を対象としており、カバー工法や塗装による工事、建物解体工事は対象外です。詳細は、住宅相談窓口にてご確認ください。

【参考】アスベスト含有建材例（例であり、全てが助成対象建材となるわけではありません）

- レベル1：耐火建築物の梁や柱、エレベーター周り、ビルの機械室やボイラー室の天井や壁、立体駐車場や体育館の天井や壁など
- レベル2：ボイラー本体や配管、空調ダクトの保温材、建築物の柱や梁・壁の耐火被覆材、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材など
- レベル3：建築物の屋根材や外壁材など
- ※ 建築物の天井・壁・床などの内装材、ビニール床のタイルは対象外

IV 申込み方法（事前申込み・助成申請）

1 申込みの手順

助成を受けるためには、以下の(1)・(2)の2つの手続きが必要です。 ※1ページ参照

- (1) 工事開始前に、**事前申込書(仮申請)**に必要書類を添えて申込み。
- (2) 工事完了後速やかに、**助成申請書(本申請)**に必要書類を添えて申請。

2 申請方法

(1) 工事開始前「事前申込み」（工事開始後の申請はできません）

工事を始める前に、事前申込書に必要書類を添えて申込みをしてください。申請者と住民票の世帯が違ふ方や受託業者等が代理で申請手続きをする場合、委任状が必要です。

【事前申込み時(仮申請)の必要書類】

- ア 事前申込(仮申請)用チェック票
 - イ 事前申込書
 - ウ 工事見積書の写し(工事費用及び工事内訳書等の工事内容が分かるもの)
 - エ 建物の所有者が分かる次のいずれかの書類の写し
 - ① 固定資産税・都市計画税「納税通知書」及び「課税明細書」(最新年度のもの)
 - ② 土地・家屋名寄帳(最新年度のもの) ← 大田都税事務所でご確認ください。
 - ③ 建物の登記簿謄本(発行後1年以内) ← 東京法務局城南出張所でご確認ください。
- ※ 所有者が複数人の場合、建物の登記簿謄本をご提出いただく場合があります。
- オ 委任状を持参して窓口に来られた方の確認書類
 - カ 工事箇所の工事前の写真(内訳書に項目として記載のある工事)
 - キ 現住居の住民票(子育て世帯で事前申込時点に区外に住民票がある場合)
 - ク 物件の売買契約書もしくは賃貸借契約書(子育て世帯で物件の住所と住民票が違う場合)
 - ケ 母子健康手帳(子育て世帯で事前申込み時点に妊娠中の場合)

【エ-①の見本】

固定資産税・都市計画税
「納税通知書」及び「課税明細書」



課税区分	課税対象	課税額	課税開始年
土地	敷地	100,000円	2023年
家屋	家屋	200,000円	2023年
その他	その他	50,000円	2023年

課税明細書も忘れずにご提出ください

(2) 工事完了後「助成申請」

工事完了後、速やかに助成申請書(本申請)に必要な書類を添えて申請をしてください。

【 助成申請(本申請)の必要書類 】 ※助成申請に必要な書類は、事前申込受付後に郵送します

- ア 事前申込受付票兼本申請チェック票
- イ 助成申請書(事前申込受付後に郵送します。)
- ウ 住民票の写し(助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要。)
- エ 特別区民税・都民税の納税証明書又は非課税証明書の写し
(助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要。区外から転入の子育て世帯は必ず提出が必要。)
- オ 請求書の写し(工事内訳書等の工事内容の分かるものを含む)
※ 事前申込時の“見積書”に変更が無く、その見積書を請求内訳として使用する場合は、請求書に「見積書を内訳として使用する」等と明記が必要です。
※ 手書きで追記する場合は、請求書の印と同じハンコを文末に押してください。
- カ 支払済み工事費用の金額が分かる領収書等の写し(振込依頼書、払込証明書等含む)
- キ 助成対象工事箇所ごとの工事前・工事中・工事後の写真
※ 工事箇所とは、請求書(内訳)に項目として記載されている工事内容を表します。
- ク 子育て世帯で区外から転入もしくは区内転居の場合は建物の登記事項証明書
- ケ その他(区から提出を求められたものがある場合)
※ 必要に応じて、その他関係書類を提出していただく場合があります。

V 助成にあたっての注意事項

以下の注意事項をご確認ください。

1 事前申込み後(仮申請)の追加工事(見積書に記載の無い工事)が発生する場合

予め住宅相談窓口にご連絡ください。ご連絡が無い場合は、助成金の増額は認められません。

2 共有名義の建物の共有者で住民票の同一世帯でない場合

共有者から当該工事の承諾書を提出していただきます。

3 所有者の死亡による相続が済んでいない建物

法定相続人の確認のため、戸籍謄本等の提出が必要です。法定相続人が複数いる場合は、申請者以外の相続人から同意書の提出をしていただきます。

4 以下のリフォーム工事は、助成の対象になりません。

- ① 所有している賃貸用アパート等の改修
- ② 住宅敷地内で建物本体に付属しないもの(例：塀、階段、庭、車庫、倉庫)
- ③ 新築、建替え、全面改築や増築、購入に伴う工事費用(一部例外有り)
- ④ 建築基準法及びその他関連法規に違反する物件

5 ご提出いただいた全ての申請書類(工事写真を含む)は、お返しすることができません。

申請関係書類は、必ず写しを取ってからご提出ください。

6 その他

助成申請書・助成金交付請求書等の全ての書類は、消せるボールペン(フリクションペン等)、修正テープ、ホワイト修正等の使用は認められていません。また、スタンプ印は認められていませんので、朱肉を使う同一のハンコを全ての書類にご使用ください。

※ 異なるハンコの場合、再提出となる場合もありますのでご注意ください。

助成対象工事一覧表【A】 ※太線囲いは令和6年度に拡充された対象工事です。

	対象工事	標準工事費	カタログ	図面等	
バリアフリー対策	手すり設置及び改修	17,000円/m			
	段差解消又は畳からフローリングへの改修	360,000円/箇所		●	
	浴室改修（浴槽高の改善(10cm程度低)、タイル張りからの改修など）	857,000円/箇所		●	
	滑りにくい床材への改修	18,000円/㎡	●		
	開き戸から引き戸への改修	145,000円/箇所		●	
	トイレ改修（和便器から洋便器）	341,000円/箇所			
	廊下幅等の拡張	200,000円/m		●	
	階段昇降機設置及び改修	事前申込前に、 区の「建築審査課」で 必ずご相談ください。	985,000円/機	●	●
	ホームエレベーター設置及び改修		2,000,000円/機	●	●
	車椅子用リフト設置及び改修		500,000円/機	●	●
	屋外スロープ(3mで50cm以下の段差)設置及び改修	49,000円/箇所		●	
	浴室・更衣室暖房工事	120,000円/箇所			
	弱視者対策床工事	5,000円/㎡	●		
環境への配慮	★トイレ改修（節水型トイレ）	257,000円/箇所	▲		
	浴室改修（高断熱浴槽）	1,033,000円/箇所	▲		
	給湯器の設置及び改修	エコジョーズ	250,000円/機	▲	
		エコキュート	375,000円/機	▲	
		おひさまエコキュート	500,000円/機	▲	
	断熱改修(窓)	窓枠サイズ(1.6㎡以上) 大	135,000円/箇所	▲	
		窓枠サイズ(1.6㎡未満) 小	56,000円/箇所	▲	
	壁の改修(断熱)	12,000円/㎡			
	天井及び屋根裏の改修（断熱）	5,000円/㎡			
	遮熱・断熱性壁紙への改修	3,000円/㎡	●		
	内壁塗装（珪藻土、漆喰及び断熱効果のあるもの）	10,000円/㎡	◆		
	床の改修（断熱）	18,000円/㎡			
	後付庇(ひさし)設置工事	20,000円/m		●	
防犯・防災対策	窓等の防犯対策工事（面格子の設置等）	92,000円/箇所			
	屋根の改修（軽量化）	26,000円/㎡	▲		
	壁の補強（転倒防止器具設置用）	150,000円/面		●	
	スプリンクラーの設置	500,000円/棟		●	
	耐震化工事 ※標準工事費は設定しない。対象工事費用(税抜)を助成対象額とする。			計画書等	
	★玄関ドア改修に伴うドアロック防犯工事	413,000円/箇所	●		
感震ブレーカー機能付き分電盤への改修	127,000円/箇所	●			
住まいの長寿命化	★洗面台改修に伴う給排水等の工事	147,000円/箇所			
	★キッチン改修に伴う給排水等の工事	414,000円/箇所			
	空調換気設備改修（全熱交換システム）	120,000円/機	●	●	
	屋根・外壁塗装	6,000円/㎡			
	屋根の改修（カバー工法等、軽量化を除く）	18,000円/㎡			
	外壁の改修（断熱除く）	20,000円/㎡			
	雨どいの改修	6,000円/m			
	床下の防蟻・防虫処理（薬品の購入又は薬品散布のみは対象外）	5,000円/㎡		完了報告書	
建物土台の劣化改修	29,000円/m				
アスベスト除去工事 ※標準工事費は設定しない。対象工事費用(税抜)を助成対象額とする。			アスベスト分析調査報告書		

●・・・添付を要する ▲・・・見積書や請求書の内訳にその旨の記載があれば添付は不要
◆・・・内壁塗装についてのみ、添付を要する ※「設置」は新規取付け、「改修」は既存のものを取替える工事
注) マンションで工事をする場合、管理組合等による承諾書等(写)をご提出いただく場合があります。

助成対象工事一覧表【B】 ※太線囲いは令和6年度に拡充された対象工事です。

	対象工事	標準工事費	カタログ	図面等	
子育て支援や新しい生活様式への対応工事	子育てしやすい空間への改修（原則、部屋の形状変更を伴う工事）	247,000円/箇所	● (原則)	●	
	コンセントの移設・追加工事	回線の増設		25,000円/回線	●
		移設・増設		10,000円/箇所	●
	遮音等級の高い床材への改修（L45以上の性能を有する）	20,000円/㎡		●	
	窓用転落防止柵の設置（設置工事を伴うもの）	50,000円/箇所		●	
	階段用転落防止柵・侵入防止柵の設置（設置工事を伴うもの）	25,000円/箇所		●	
	在宅勤務スペースへの改修（原則、部屋の形状の変更を伴う工事）	247,000円/箇所	● (原則)	●	
	固定式宅配ボックスの設置	206,000円/箇所			
	インターホンの設置及び改修	70,000円/箇所			
	★開閉や施錠などをタッチレスで行える玄関ドアの改修	500,000円/箇所			
	★通風式玄関ドアの改修	500,000円/箇所			
	住宅内手洗い器の増設	261,000円/箇所		●	
	★タッチレス水栓器具の設置及び改修	水栓器具のみ		100,000円/箇所	
		一体型		281,000円/箇所	
	トイレの設置	500,000円/箇所		●	
	★自動開閉式便座の設置及び改修	便座のみ		150,000円/箇所	
		一体型		367,000円/箇所	

注1) 「設置」は新規取付け、「改修」は既存のものを取替える工事となります。

注2) ★印の工事は、A工事・B工事に類似のメニューがありますので、工事内容によりどちらか一方で申請してください(重複申請はできません)。

注3) マンションの場合、専有部分(専用使用部分を含む)の改修工事のみ対象となります。専有部分についても、予め、管理規約の改修工事規程に則った工事であるかをご確認ください。

注4) マンションで工事をする場合、管理組合等による承諾書等(写)をご提出いただく場合があります。

注5) 「子育て支援」対象工事は子育て世帯以外の方もご利用いただけます。

ご不明な点やわからないことがあれば、お気軽に住宅相談窓口にお問合せください。

令和6年度の助成申請受付締切は
令和7年3月25日(火)午後5時です。

「事前申込み」と「助成申請」の2回の手続きが必要になりますので、ご注意ください。



©大田区